

第248回埼玉県都市計画審議会

令和4年2月9日午前10時00分開会

場所 ロイヤルパインズホテル浦和

○事務局 定刻になりましたので、ただいまより第248回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

私は、本日司会を務めさせていただきます、埼玉県都市整備部都市計画課副課長の宮田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、委員の出席状況について御報告申し上げます。現在17名の御出席をいただきまして、2分の1以上の定足数に達しております。よって、本日、当審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

ここで本日の資料を確認させていただきます。事前にお送りした資料が配布資料一覧表、委員名簿、議案概要一覧表、議案書でございます。加えて、本日机の上にお配りしておりますのが、次第、座席表でございます。以上でございますが、不足はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この後は審議会条例第5条第1項の規定により、尾崎会長に議長として進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（尾崎） 皆様方、本日は御多忙の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。御覧いただいたように、今日はちょっとまた広がったかなというのが見えると思います。そのように事務局で準備してくれました。

本日も皆様方の御協力を賜りまして、審議、慎重かつ効率的に進めて参りたいと存じますので、よろしく御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まずは会議録の署名委員でございますけれども、本審議会運営規則第5条第2項の規定によりまして、私から指名をさせていただきたいと存じます。本日は、今井委員さん、お願いいたします。それから、田村委員さんをお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

続きまして、本審議会は、埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱に基づきまして、原則公開となっております。私としましては、本日は非公開にすべきと思う案件はございません。委員の皆様方、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） ありがとうございます。

それでは、本日の審議会は全て公開で進めさせていただきたいと存じます。

事務局に伺います。傍聴を御希望の方、いらっしゃいますでしょうか。

○事務局 いらっしゃいます。

○議長（尾崎） では、傍聴を許可します。

〔傍聴者入場〕

○議長（尾崎） それでは、今お入りになった傍聴の方に、傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局よりお配りいたしました傍聴要領、こちらをよく読んで遵守していただきたいと存じます。この傍聴要領に反する場合には、退場していただくことがございますので、御注意ください。

また、本日は、報道機関の方がお見えになっていると聞いております。ただいまより写真撮影などございましたらば許可いたしますが、おられますか。

〔写真撮影〕

○議長（尾崎） よろしゅうございますか。

では、以上で報道機関の方への時間、終了いたします。

それでは、ただいまより第248回埼玉県都市計画審議会の議事に入ります。

本日は、お手元の次第にありますとおり、議第5252号「東松山都市計画道路の変更について」、こちらをはじめとする7議案について御審議をお願いするものでございます。

なお、今回は、新型コロナウイルスの感染急拡大を踏まえまして、会場内の人数を制限するために、関連する議案ごとに幹事を入れ替えるということを行いますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

それでは、まず、議第5252号「東松山都市計画道路の変更について」、こちらを議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 埼玉県都市整備部都市計画課長の鳴海でございます。それでは、議第5252号「東松山都市計画道路の変更について」、御説明をいたします。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

本議案並びに議第5253号の議案につきましては、県で進める都市の将来像を見据えた都市計画道路の見直しに関する議案でございます。

まず、議案の説明に入らせていただく前に、埼玉県の都市計画道路の概要及び見直し作業の経緯と概要について御説明をさせていただきます。都市計画道路は、人や物資の安全かつ円滑な移動を確保するための交通機能、都市の環境保全や防災性の向上を確保するための空間機能、都市構造や街区を形成し、上下水道などを収容する市街地形成機能などを有し、都市の骨格を形成する重要な都市施設でございます。このため、都市計画道路は広域的かつ長期的な視点に立って定められており、令和3年3月末現在、県内において1,519路線、約2,813kmの都市計画道路が決定されております。しかしながら、都市計画道路の多くは、いわゆる高度経済成長期に計画されており、人口減少、超高齢社会を迎えた現在では、まちづくりの将来像の変化などにより見直しが必要な路線もございます。そこで、県では、まず第1回目の見直しとして、平成16年度から24年度にかけて、当初決定から20年以上にわたり未整備となっている路線を対象に検証を行い、56路線、約56kmについて都市計画の変更手続を完了しております。また、平成25年度から令和元年度にかけては、第2回目の見

直しとして、県が都市計画決定した路線のうち整備済み以外の全ての幹線街路を対象に検証を行い、20路線、約27kmについて都市計画の変更手続が完了しております。さらに、令和2年度からは第3回目の見直しに着手をいたしました。未整備路線、事業中路線とともに整備済み路線も加え、全ての県決定の路線を検証の対象としております。

これらの路線について必要性や構造の適正さといった観点からの検証などを行い、未整備路線、事業中路線については454路線、1,208kmのうち22路線、約41kmを令和3年4月に見直し路線として選定したところでございます。また、整備済み路線については、現在、検証を進めているところでございます。

こちらは見直しの具体的なイメージでございます。関連する区画整理などまちづくり計画の廃止に伴って必要性が薄れた都市計画道路の廃止、現在の沿道状況などを踏まえた適正な幅員への変更、周辺に代替ルートがある場合のルート変更、適正な交差形式とする構造形式変更、整備済み路線に限っては建築制限の解消を主とした適正な区域への変更などをするものでございます。

今後は、整備済み路線の検証を引き続き進めるとともに、見直し路線に選定しました22路線につきまして関係機関との調整や地元説明などを行い、都市計画審議会での御審議をいただきながら変更の手続を進めて参ります。

それでは、引き続き、議第5252号「東松山都市計画道路の変更」につきまして御説明をいたします。

議案書につきましては、5ページから13ページとなります。お近くのモニターを御覧ください。東松山都市計画区域は、東松山市、嵐山町、滑川町及び吉見町の行政区域の全域から成り、都心から約50km圏、本県の中央部に位置しております。本議案は、東松山都市計画区域内の都市計画道路1路線を変更するものでございます。今回変更いたします3・4・10号松葉町通線は、東松山市大字上野本を起点とし、松葉町3丁目を終点とする延長約1,200m、代表幅員16m、2車線の都市計画道路でございます。今回変更する箇所は、赤い円で示した箇所であり、関連する土地区画整理事業区域の縮小に伴い、一部区間の廃止をするものでございます。

具体的な変更について、拡大図にて御説明いたします。本案件の3・4・10号松葉町通線は、赤で示す都市計画に定めた第一土地区画整理事業区域内を縦断する路線として計画されておりました。区域内のうち破線部で示す和泉町土地区画整理事業については、事業に着手しましたが、東松山市では社会状況の変化により、土地区画整理事業に代わり地区計画を導入したまちづくりを進めるため和泉町土地区画整理事業を廃止すると同時に、第一土地区画整理事業区域の一部を縮小することいたしました。また、このようなまちづくりの方向性に変化が生じたことに加え、本路線と並行する市道第20号線が地域の南北交通を担うことが可能であることを踏まえ、本路線の必要性を検証いたしました。その結果、3・4・10号松葉町通線の黄色で示した一部区間を廃止し、起点位置を変更いたします。これにより路線延長は約510mとなります。同時に東松山市決定の3・5・34号

和泉町通線の全線廃止、松葉町通線と交差する3・3・5号駅前西通線の隅切りを削除いたします。

この都市計画道路の変更について、2週間、案を縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。また、この都市計画の変更の案について、東松山市に対して意見を照会をしたところ、賛成との回答をいただいております。

議第5252号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（尾崎） ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして御意見、あるいは御質問等ございますでしょうか。

では、大沢委員さん、どうぞ。

○大沢委員 すみません、大沢でございます。1点御質問させていただければと思うのですが、今回、区画整理事業の廃止に伴って都市計画道路の廃止ということはよく理解したのですが、その親となる土地区画整理事業につきまして、これは都市計画決定していて、まだ事業認可を取っていない段階での廃止なのか。それとも、事業認可を取った後の廃止なのか。どのようなレベルでございますでしょうか。

○議長（尾崎） では、事務局から回答をお願いします。

○幹事（市街地整備課長） 市街地整備課長でございます。土地区画整理事業につきましては、平成5年度に事業認可を行っております。その後、地権者等の御理解がなかなかいただけなくて、事業が実際に進んでいなかったという状況でございます。

以上でございます。

○大沢委員 はい、了解いたしました。その後、事業認可を取った後ということでございますので、例えば補助金とかでこの都市計画道路を対象に補助があったりとか、そういったことがもしあったとしても、それはもう整理されているというような理解でよろしいでしょうか。

○議長（尾崎） 回答を願います。

○幹事（市街地整備課長） 今回廃止となる都市計画道路の区間は、これまで設計や測量を行っておりますが、これは市の予算で行っておりますので、国の補助金は受けておりません。

以上です。

○大沢委員 了解しました。ありがとうございます。

○議長（尾崎） では、ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

では、今井委員さん、どうぞ。

○今井委員 初歩的な質問で申し訳ないのですが、教えてもらいたいところなのですが、「並行する市道第20号線によって代替交通が確保されています」という記載があるのですが、並行する市道第20号線というのが、どのような線なのかが明らかでないので、どのような線なのかというのを教えてもらいたいなと思いました。

○議長（尾崎） では、事務局、お願いします。

○幹事（都市計画課長） 申し訳ございません。質問の内容がこちらでは聞き取れなかったので、どういった質問なのかを、もう一度教えていただけないでしょうか。

○議長（尾崎） では、先生、お願いします。

○今井委員 はい。並行する市道第20号線によって代替交通が確保されています、という説明があるのですが、その並行する市道第20号線というのが、どのような道路なのかというのがちょっと明らかなので、具体的に代替できるような道路なのかどうかということをお教えいただきたいと思いました。

○議長（尾崎） では、事務局からお願いします。

○幹事（都市計画課長） 市道第20号線代替となる路線の関係の道路の性格というか、規格であったりとか、そのような質問ということでよろしいでしょうか。

○議長（尾崎） 議長から申し上げますと、今、少々この音が小さめにスピーカーが出ているように思いますけれども、理由書のところだと思いますけれども、市道第20号線が代替できると、変更の理由の下から2行目ですが「並行する市道第20号線によって代替交通が確保されています」とありますが、残念ながら、あらかじめ配布された図面には、どれが市道第20号線か分からないと。確かに、今画面が出ているので、また御説明をお願いします。

○幹事（都市計画課長） 市道第20号線でございますけれども、市の川通線を起点として和泉町地区付近まで至る全長約2kmにわたる2車線の市道でございます。こちらの市道第20号線南北に延びているところと今回廃止をする区間、これらも含めまして、この地域の交通量推計等を行った結果、基本的に今回の区間を廃止することに伴って処理すべき交通量につきましては、今回の市道第20号線の容量で交通量を受け止めることが可能という検証結果が出ております。また、今回、区画整理事業が廃止になることに伴いまして、発生する交通量についても減少が見られますので、そういう意味では市道第20号線で、ここの地域の交通を支えることができるという検証結果になっているということで、廃止につきましては問題がないと結論付けたものでございます。

以上でございます。

○議長（尾崎） 今井委員さん、いかがですか。

今、画面、モニターの方ですね、モニターに出ている黒い、北から南、南西に延びているのが配布図面にはないのですけれども、これが市道第20号線だと。こういうものようございまして、現道はこういうふうな舗装、2車線の道路ができていますと。こういう説明かと存じます。

○今井委員 何かこれを読んだときに「並行」と書いてあるので、すごく近接したところにあるのかなというふうに思っていたのですが、ちょっとかなり離れたところに位置しているものなのだなというのが分かりましたけれども。これでも代替ということで問題がないということなのでしょうか。

○議長（尾崎） これで代替ができるのかという御質問です。

事務局、どうぞ。

○幹事（都市計画課長） 先ほど御説明を差し上げたとおり、現状においてもそうですし、将来的な交通量につきましても、市道第20号線において対応することが可能と判断をしております。

以上でございます。

○議長（尾崎） いかがですか。代替というのは南北方向の道路交通に対して、西側にある市道第20号線というものが、ここは受け持つということで、この地域の道路網としてはいけると、こういうような説明かと存じます。

いかがでございましょう。

○今井委員 はい。

○議長（尾崎） よろしゅうございますか。

○今井委員 結構です。

○議長（尾崎） あとは、いかがでしょう。私も、この市道第20号線ってどれだろうというのが、この図面だけではなかなか分からないものですから、明確にしてほしいなと思っていたところですが、画面には出ているので御覧いただいたかとは思いました。

ほかに御意見、御質問等あれば承ります。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） それでは、議第5252号、こちらの議案につきまして採決をいたしたいと存じます。

議第5252号につきまして、原案のとおり決定することで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） では、御異議ないものとして本案は原案のとおり決定いたします。

ありがとうございました。

それでは、続きまして、議第5253号「深谷都市計画道路の変更について」、こちらを議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第5253号「深谷都市計画道路の変更」につきまして御説明いたします。

議案書につきましては、15ページから23ページとなります。お近くのモニターを御覧いただきたいと思えます。深谷都市計画区域は、深谷市の行政区域の一部から成り、都心から約70km圏、本県の北西部に位置しております。本議案は、深谷都市計画区域内の都市計画道路1路線を変更するものでございます。今回変更する路線は、3・5・32号榛沢通り線でございます。本路線は、深谷市榛沢新田を起点とし、本庄市境の深谷市榛沢を終点とする延長約2,560m、代表幅員15m、2車線の都市計画道路です。

今回変更する箇所は、赤い円で示した箇所で、市道との交差部において一部区間の線形を変更す

るものでございます。具体的な変更内容について拡大図にて御説明いたします。現在の榛沢通り線は、赤色の線で示している線形で都市計画決定されております。赤い円で示した今回の変更箇所において、既存市道の交差点に対し、北側に寄った線形で都市計画決定されております。このため、既存市道の西側及び南側からの交通が榛沢通り線との交差点の直前で交差することから、安全性の面で接続処理について再検討を行いました。その結果、交差点中心位置を現道の中心位置に近づけるとともに、西側の交通を事前に南側の交通に合流させた上で、榛沢通り線と交差させることにより交差点の影響範囲を縮小し、安全性の確保を図ることといたしました。このことから交差点付近の線形について黄色で示した区域を削除し、赤色で示した区域を追加する変更を行うものでございます。

この都市計画道路の変更について、2週間、案を縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。また、この都市計画の変更の案について、深谷市に対して意見を照会しましたところ、賛成との回答をいただいております。

議第5253号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（尾崎） では、ただいまの説明に関しまして御意見、御質問ございますでしょうか。いかがでございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） ないようでございますので、それでは、議第5253号、こちらの議案につきまして採決をいたしたいと存じます。

議第5253号につきまして、原案のとおり決定するという事に御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） ありがとうございます。御異議ないものとして本案は原案のとおり決定をいたします。

では、続きまして、議第5254号「坂戸都市計画道路の変更について」、こちらを議題に供します。幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第5254号「坂戸都市計画道路の変更」につきまして御説明いたします。

議案書につきましては、25ページから33ページとなります。お近くのモニターを御覧ください。坂戸都市計画区域は、坂戸市と鶴ヶ島市の行政区域の全域から成り、都心から約45km圏、本県のほぼ中央部に位置しております。本議案は、坂戸都市計画区域内の都市計画道路1路線を変更するものでございます。今回変更する路線は、3・3・1号新熊谷入間線です。本路線は、日高市境を起点とし、東松山市境を終点とする延長約7,970m、代表幅員22.25m、4車線の都市計画道路でございます。

今回、都市計画を変更する箇所は赤い円で示した箇所でございます。鶴ヶ島市が決定する2路線

との交差点について、一部区域を変更するものでございます。具体的な変更内容について拡大図にて御説明いたします。3・3・1号新熊谷入間線に接続する3・3・22号川越鶴ヶ島線と3・4・23号鶴ヶ島毛呂山線については、鶴ヶ島市が既存市道を活用した整備を見据え、一部線形を変更いたします。この線形変更に伴い3・3・1号新熊谷入間線との交差点位置が変更となるため、黄色で示した区域を削除し、赤色で示した区域を追加するものでございます。

この都市計画道路の変更について、2週間、案を縦覧したところ、意見書の提出はございませんでした。また、この都市計画の変更の案について、坂戸都市計画区域を構成する坂戸市と鶴ヶ島市に対して意見を照会しましたところ、いずれも賛成との回答をいただいております。

議第5254号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（尾崎） では、ただいまの説明に関しまして御意見、あるいは御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） 特に御質問等ございませんようですので、議第5254号、こちらの議案について採決をいたしたいと存じます。

議第5254号につきまして、原案のとおり決定するということに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） 御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定をいたします。

では、本日説明の方々の人数を削減するという意味合いで、この後、下水道になりますので、幹事の入替えをします。少々お待ちください。

〔幹事入替え〕

○議長（尾崎） では、再開いたします。

続いて、議5255号「久喜都市計画及び加須都市計画下水道の変更について」、こちらを議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（参事兼下水道事業課長） 埼玉県下水道事業課長の岸田でございます。議第5255号「久喜都市計画及び加須都市計画下水道の変更」につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

議案書の35ページから43ページ、併せてお近くのモニターを御覧ください。初めに、久喜都市計画及び加須都市計画下水道、古利根川流域下水道の位置について御説明いたします。久喜都市計画及び加須都市計画下水道は、久喜市と加須市の2市で構成されています。県の北東部、都心からはおおむね40kmから60kmに位置しております。本都市計画下水道は、複数の市にまたがる流域下水道に関する計画であることから、県が定める都市計画でございます。都市計画に定める内容といたしましては、流域下水道として県が整備する下水管渠、終末処理場及びポンプ場などを定めるもので

ございます。

続きまして、変更内容について御説明いたします。今回の変更は、久喜駅から南東、約1.2kmに位置する久喜終末処理場の区域を変更するものでございます。関係する土地の区域としましては、久喜市の区域でございます。

次に、もう少し拡大した地図で御説明いたします。こちらが久喜終末処理場を拡大した地図でございます。久喜終末処理場の区域内にはオレンジ色破線で示した久喜市の道路や、青色破線で示した水路などが含まれています。水路につきましては、周辺道路の整備に合わせて処理場の外周部に再整備することとなりました。また、道路敷は周辺地域の冠水対策のため等積交換により久喜市道側へ付け替え、久喜市が水路を整備することとなりました。処理場といたしましても、白色で示した道路敷や水路敷を等積交換で端部に付け替えることにより、敷地が集約化され、今まで以上に敷地を有効活用できることから、今回黄色で示した区域を減らし、赤色で示した区域、約13万6,000㎡に変更するものでございます。

以上、御説明いたしました下水道の変更につきまして、都市計画法の規定に基づき、2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、関係市町村である久喜市と加須市に対しまして、意見の照会を行ったところ、いずれの市からも賛成との回答をいただいております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（尾崎） では、ただいまの説明に関しまして御意見、あるいは御質問等ございますでしょうか。

では、今井委員さん、どうぞ。

○今井委員 教えていただきたいのですけれども、変更の理由の3行目の真ん中に「付け替えが可能となった」という「付け替え」という言葉が出てくるのですけれども、この付け替えの意味がよく分からなくて教えていただけたらなと思っているのですが。

○議長（尾崎） では、幹事から説明をお願いします。37ページです。変更の理由「付け替えが可能となった」。付け替えとは何であるかと、これを御説明ください。

○幹事（参事兼下水道事業課長） 付け替えの意味でございますけれども、スライドの4枚目を出していただくことはできますでしょうか。これは、もともと久喜市道が、オレンジ色の破線で処理場の中に久喜市道が通っておりまして、これが今この処理場の外周部に久喜市道、緑色で示している久喜市道、それから、首都圏中央連絡道路の側道、こちらの整備が行われておりまして、要するに処理場を通らずに、処理場の外周部を通って通行ができるようになることで道路の付け替えが行われるということでありまして、それから、青色の破線が、処理場の中を通っている水路になっておりますけれども、処理場の外周部に新たに水路を整備するということございまして、この中にある水路を廃止して、処理場の外に水路を通すことで付け替えることが予定されているということござ

ざいます。

以上でございます。

○議長（尾崎） 今井委員さん、いかがでしょうか。今のモニターのところの黄色いのが道路です。黄色っぽく見えますが、オレンジとおっしゃいましたが、黄色いのが道路であって、敷地内を通過していたと。それが緑とか薄緑のを、ちょっと大回りになるけれども、そういうものに道路として置き換わる。それから、青いのが水路だったのだけれども、これも敷地内に通っていましたが、多分水色のところなのですね、こちらの方に水を流すような、こういうのを付け替えと。こういうふうに説明していたようでございます。

○今井委員 分かりました。

○議長（尾崎） よろしゅうございますか。

○今井委員 はい。ありがとうございます。

○議長（尾崎） ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） では、お諮り申し上げます。議第5255号、こちらにつきまして原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） 御異議ないものとして、本案、原案のとおり決定をいたします。

では、続きまして、議第5256号「児玉都市計画下水道の変更について」、こちらを議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

○神川町（建設課長） 神川町建設課長の中里と申します。議第5256号「児玉都市計画下水道の変更」につきまして御説明いたします。恐れ入りますが、着座にて失礼させていただきます。

○議長（尾崎） はい。どうぞ、お願いします。

○神川町（建設課長） 本日付議させていただく議案につきましては、神川町では都市計画審議会を設置していないため、都市計画を決定するに当たり、都市計画法第19条第1項に基づきまして埼玉県都市計画審議会の議を経ることとなっているものでございます。

それでは、議第5256号につきまして御説明いたします。議案書の45ページから53ページ、併せてお近くのモニターを御覧ください。

初めに、児玉都市計画下水道の位置について御説明させていただきます。児玉都市計画下水道は、本庄市、上里町、美里町及び神川町の1市3町で構成されており、県の北西部、都心からおおむね80kmに位置しております。

本都市計画下水道は、公共下水道に関する計画であることから、町が定める都市計画でございます。都市計画に定める内容といたしましては、公共下水道として町が整備する排水区域、下水道管

渠などを定めるものでございます。

続きまして、変更内容について御説明いたします。議案書の51ページを御覧ください。神川町では人口減少等による生活排水処理の情勢の変化に伴い、令和元年度に神川町生活排水処理基本計画の見直しを行いました。今回の変更は、同計画内の下水道整備区域と神流川流域関連公共下水道の排水区域との整合性を図るため、排水区域、約99haから約62haへ変更するものでございます。

次に、拡大した図で御説明いたします。次のページ、53ページをお願いいたします。こちらが、区域を拡大した図になります。水色着色部は、工業専用地域となっております。左側、変更前の図で、赤色実線で囲まれた区域が現在都市計画決定している区域でございます。次に、右側の変更後の図を御覧ください。黄色で着色されている箇所が神川町生活排水処理基本計画の見直しに伴いまして廃止する約37haの区域で、赤色実線で囲まれた区域が変更後の約62haの区域でございます。

以上、御説明いたしました下水道の変更につきまして、都市計画法の規定に基づき、2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

以上で神川町における児玉都市計画下水道の変更についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（尾崎） では、ただいまの説明に関しまして御意見、あるいは御質問等ありましたらお願いいたします。いかがでございましょうか。

では、どうぞ。

○平木委員 平木です。今回の議第5256号議案に特定の質問というわけではなく、変更議案に関する全体的な質問になってしまうのですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（尾崎） はい。質問どうぞ。

○平木委員 変更ということは事前に計画がありまして、当初予算が立てられていると思うのですけれども、変更することにより予算の増減が生じた場合、その理由などというものも、この場で審議されることなのかどうかということがちょっと私は分からないのですけれども、その点の確認をさせていただければと思います。

○議長（尾崎） ありがとうございます。

では、説明をお願いします。

○神川町（建設課長） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

この審議会におかれましては、下水道の区域等々を変更するものであって、予算等々につきましては、議題としては、計上してございません。よろしいでしょうか。

○平木委員 はい。では、この決定後に、また別の会議というか、などで決められることという認識でよろしいでしょうか。

○議長（尾崎） 御確認をいただいているので、回答を願います。

○神川町（建設課長） すみません、もう一度よろしいでしょうか。

○平木委員 計画される場合には当然予算がつくものだと思うのです。当初予算というものが立てられると思うのですけれども、変更に伴い、予算が増減する可能性って十分あり得ると思うのですけれども、そういったことはこの場では審議される議案ではない、事項ではないのかという確認です。

○議長（尾崎） では、回答をお願いします。

○神川町（建設課長） 今回の議題ですと、計画の範囲以外は今回の議題に該当するものではありませんということで、御承知おきいただければと思います。

○議長（尾崎） よろしゅうございますか。

○平木委員 はい、分かりました。

○議長（尾崎） 回答は、そのとおりということになります。

ほかに御質問、御意見あれば承りますが、いかがでしょうか。

では、お願いします。

○小川委員 2点ほどお伺いします。今回の決定によって外れる区域の世帯数。もう一点は、外れた区域の下水道処理はどういった方向でお考えになっているのか、お伺いいたします。

○議長（尾崎） では、回答をお願いします。

○神川町（建設課長） 初めに、人口でございますが、当該区域におきましては、世帯数がまず265世帯となっております。人口につきましては、平成31年4月1日現在になりますが、当該地区403人となっております。今回、下水道の区域変更に伴いまして減ってしまう部分の区域につきましては、当町におきまして合併浄化槽の処理で対応をしていく予定でございます。よろしいでしょうか。

○小川委員 はい。

○議長（尾崎） 小川委員さん、よろしゅうございますか。

○小川委員 はい。

○議長（尾崎） では、ほかに御質問、御意見があれば承りますが。

では、どうぞ。

○大沢委員 御説明ありがとうございました。1点、今回、親となる神川町生活排水処理基本計画の見直しで都市計画の区域も変更。これは理解できたのですが、そもそもこの区域縮小せざるを得なかった理由というのは人口減少とか、そもそも予算の問題とか、区域縮小した理由につきまして、お話しいただければと思います。

○議長（尾崎） 回答をお願いします。

○神川町（建設課長） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

御質問にもありましたとおり、人口減少等も要因の一つでございます。当該地区の人口が平成18年4月1日現在ですと528人おりました。ただ、先ほども申し上げましたとおり、平成31年4月1日現在では403人と125人減少してございます。この人口減少も見直しの要因の一つでございますが、それとともに財政状況、厳しい財政状況による整備の遅れ等によりまして、当初の目標でありました

令和8年度の整備完了が困難になったことも起因しまして、町全体の生活排水処理施設の早期既成と効率化を目指すという視点から庁内でも検討を重ねた結果、下水道未整備区域の一部を合併処理浄化槽整備区域へ変更するという方針を打ち出したものでございます。

よろしいでしょうか。

○大沢委員 了解いたしました。

○議長（尾崎） それでは、ほかに御質問があれば承ります。よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） それでは、お諮り申し上げます。議第5256号、こちらにつきまして、原案のとおり決定する、このことに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） 御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定をいたします。

それでは、また幹事ですね、こちら入れ替えますので、しばらくお待ちください。よろしくお願いいたします。

〔幹事入替え〕

○議長（尾崎） それでは、続きまして、議第5257号「加須都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、こちらを議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（建築安全課長） 埼玉県都市整備部建築安全課長の若林でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議第5257号「加須都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置」につきまして御説明いたします。恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

議案書は、55ページから61ページになります。前方のモニターを御覧ください。

初めに、建築基準法第51条の制度概要について御説明いたします。産業廃棄物処理施設等の用途に供する建築物は、都市計画においてその位置が決定しているものでなければ建築することができません。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、建築が可能となります。

ここで特定行政庁とは、建築基準法の権限を持つ地方公共団体の長のことで、さいたま市など12の市については各市長、それ以外の市町村については埼玉県知事が該当いたします。今回の議案は、加須市に建築するため、特定行政庁となる埼玉県知事より本審議会に付議するものでございます。

続きまして、今回の敷地の位置について御説明いたします。敷地の位置は、青く着色した加須都市計画区域内にございます。加須都市計画区域は、加須市の行政区域のうち北川辺都市計画区域を除いた利根川以南の加須市の一部となっております。加須市は、県の北東部に位置しており、都心より50km圏にございます。

次に、もう少し拡大した地図で御説明いたします。敷地は、画面下の赤く塗った場所でございます。東武伊勢崎線加須駅から南へ約3.5kmの地点にあり、所在地は加須市鴻荃3207番2でございます。今回の敷地は、県企業局が造成した騎西藤の台工業団地内に位置しております。用途地域は、工業専用地域。地区計画が定まっております。なお、上位計画である加須市総合振興計画における土地利用構想では、産業系ゾーンに位置付けられている区域内にあり、周辺には多数の工場や物流センターなどがございます。

次に、車両の搬出入経路でございますが、国道122号騎西菖蒲バイパスより幅員25mの加須市道158号線、次に、幅員16mの加須市道276号線を通して搬出入を行う予定でございます。

続きまして、計画の概要について御説明いたします。今回の計画は2基の産業廃棄物処理施設の新設を行うものでございます。各破碎施設の1日の処理能力については、廃プラスチック類が145.76t、木くずが243.12t、瓦礫類が170.72tの処理能力を持つ施設が1基、瓦礫のみ160.08tの処理能力を持つ施設が1基、以上の2基を設置いたします。

続きまして、施設の配置について御説明いたします。画面の右上を北としております。赤く囲まれている部分が敷地の位置で、敷地面積は8,028.31㎡でございます。黄緑色の部分は、敷地内の緑地を示しております。水色で示した部分が既存の建築物であり、全部で3棟となっております。青色で示した部分が増築する建築物であり、黄色で示した破碎施設を2基新設いたします。画面右側、ピンク色の道路が搬出入経路の加須市道となりまして、幅員は16mでございます。また、車両の待機スペースを敷地内に確保しております。

最後に、排水設備についてですが、廃棄物処理施設からの排水はございません。雨水処理については、敷地周囲に設けた側溝から道路側溝を経由し、工業団地内にある調整池へ排水し、事務所棟からの雑排水及び汚水の処理については、埋設配管から市道にある污水管に排水いたします。

以上が加須都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置についての概要でございます。当該施設の敷地の位置について、加須市へ意見照会したところ、支障ない旨の回答を得ております。県といたしましても、この敷地の位置について都市計画上支障がないものと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（尾崎） では、ただいまの説明に関しまして御意見あるいは御質問等ございましたらば、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。

では、今井委員さん。

○今井委員 直接には関係ないことかなと思うのですが、この敷地の上の余白とか下の余白とかというのは、どういった場所になっているのでしょうか。地図で見る限りでは畑のようにも思えるのですけれども。

○議長（尾崎） 拡大図のほうですね。61ページのことをおっしゃっている。

○今井委員 そうですね、この白いところが。

○議長（尾崎） はい、北側あるいは南側というのですか。北西側、南東側、この敷地はどうなっているのだと、こういうことですか。

○今井委員 はい、そうです。

○議長（尾崎） では、回答をお願いします。

○幹事（建築安全課長） 今こちらのモニターに配置図を出させていただいておりますけれども、上側、北側につきましては、工業団地内の調整池になってございます。下側につきましては、遊技場のリサイクルをする会社の敷地になっておりまして、こちらの配置図ですと、左側につきましては緑地がございまして、水路があって、あとは田んぼが一面広がっていると。そのような状況になってございます。よろしいでしょうか。

○今井委員 はい。ありがとうございます。

○議長（尾崎） よろしゅうございますか。

○今井委員 はい。

○議長（尾崎） ほかに、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では、平木委員さん、どうぞ。

○平木委員 今回の計画というのは工業専用地域の中でのお話ということで、もう周辺住民がどれぐらいいらっしゃるか分からないのですけれども、いた場合には、もう了承が取れているというか、住民などの反応に関しては問題ない計画なのかどうかを確認させていただきたいと思います。

○議長（尾崎） では、回答をお願いします。

○幹事（建築安全課長） 51条につきましては、県では敷地の周辺に御説明するよとということでは許可基準を作っております、こちらにつきましては、県の企業局が造成した工業団地でございます、周辺は住宅は300m範囲に一軒もないというような状況でございます、あと学校、病院、公園、幼稚園、福祉施設、こちらも全て100m以上離れているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（尾崎） はい。

○平木委員 ありがとうございます。

○議長（尾崎） よろしゅうございますか。

○平木委員 はい。

○議長（尾崎） あと何か御質問があれば、お受けしますが。よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） そうしましたらば、お諮り申し上げたいと存じます。議第5257号、こちらにつきまして、都市計画上支障がないと認めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） 御異議ないものとして、本案は都市計画上支障がないと認めることといたします。

では、続きまして、議第5258号「川口都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、こちらを議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。どうぞ。

○川口市（建築安全課長） 川口市都市計画部建築安全課長の鈴木です。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、議第5258号「川口都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置」について御説明いたします。恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

○議長（尾崎） はい。

○川口市（建築安全課長） 議案書の63ページから69ページになります。前方のモニターを御覧ください。

初めに、建築基準法第51条の制度概要について御説明いたします。内容につきましては、先の議案で御説明したとおりとなります。

今回の議案は、特定行政庁である川口市域での計画であるため、川口市から本審議会に付議するものでございます。

続きまして、今回の敷地の位置について御説明いたします。敷地の位置は、青色で示した川口都市計画区域内にございます。川口市は、県の南東部に位置しており、都心からおおむね10kmから20km以内の距離にございます。

次に、もう少し拡大した地図で御説明いたします。敷地は、画面の赤く塗った場所でございます。JR川口駅から東南東に約2.5kmに位置しております。所在地は、川口市領家5丁目3869番2ほか8筆、市街化区域内にございます。用途地域は、工業地域でございます。また、周辺には他の事業者が操業する産業廃棄物処理施設も立地しております。

次に、車両の搬入、搬出経路でございますが、幅員15.0mの県道川口草加線より、幅員16.5mの川口市道幹線第13号線を経由し、幅員19.5mの川口市道幹線15号線ほかを通るルート、または、幅員15.6mの川口市道幹線10号線ほかを通るルートにて搬出入を行う予定でございます。

続きまして、計画の内容について御説明いたします。今回の計画は、産業廃棄物処理施設の新設を行うものでございます。既設の廃酸、または廃アルカリの中和施設として1日の能力50m³が7基、汚泥の脱水施設として1日の処理能力10m³が1基でございます。新処理棟を1棟増築し、その中に1日の処理能力が300m³の中和施設を8基、1日の処理能力が200m³の汚泥、廃酸または廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設を1基、1日の処理能力が153.36m³の脱水施設を4基、1日の処理能力が209.73m³の脱水施設を1基新設いたします。

続きまして、施設の配置について御説明いたします。画面の右上を北としております。赤色の実線で囲まれている部分が敷地の位置で、今回、赤色破線で示した敷地の右側部分を拡張いたします。敷地面積は、1万1,397.55m²でございます。緑色の部分が緑地を示しております。水色の部分が既

存の建築物であり、全部で4棟ございます。青く塗った部分が増築する建築物であり、全部で4棟ございます。増築する建築物のうち、新処理棟内に黄色で示した部分が新設する処理施設となっております。脱水施設5基、中和施設8基、分解施設1基となっております。敷地北側及び南側ピンク色の道路が搬出入経路です。北側、川口市道南平21号線、幅員9.0m、南側、川口市道南平6号線、幅員8.0mでございます。また、敷地内に車両の待機スペースと敷地内及び隣接する所有地に駐車場を確保してございます。

最後に排水設備についてでございますが、廃棄物処理施設からの排水は、敷地内の排水処理施設を経由して下水道に排水いたします。雨水処理については、敷地内に設置する貯留槽で貯留した後、排水処理施設を経由し、下水道に排出いたします。

以上が、川口都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置についての概要でございます。また、周辺住民に対し、説明会等を行ったところ、反対等の意見はございませんでした。

なお、当該計画について令和3年11月に川口市都市計画審議会に諮問しましたところ、支障ない旨の答申をいただいております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（尾崎） では、ただいまの説明に関しまして御意見、あるいは御質問等いただきたいと存じます。いかがでしょうか。

どうぞ。

○武内委員 確認なのですが、この中和施設が8基、それで、あとはシアン化合物の分解施設が1基ということで、この図の中で8基の中の1基がこの分解施設なのか、これが明確でないので、御説明をお願いします。

○議長（尾崎） では、回答をお願いします。

○川口市（建築安全課長） 中和施設自体は8基ございまして、それと別に分解施設も1基ございます。

○議長（尾崎） 図で見ると共用するようには見えるのですが、よろしゅうございますか。お願いします。

○川口市（建築安全課長） 図面のちょうど分解施設と中和施設のところが丸が8か所ございますけれども、中和施設の1基につきましては分解施設を兼ねているということで表現させていただいています。ですので、中和施設自体は8基あるのと、分解施設も1基あるという計算になります。

以上です。

○議長（尾崎） 本来は分離しているというような説明でございましたけれども、引き続き御質問があったら、どうぞ。

○武内委員 では、確認ですが、その施設は8個あって、そのうちの1基だけが両方兼ねていると、そういう理解でよろしいですか。

○議長（尾崎） はい。

○川口市（建築安全課長） はい、そのとおりでございます。

以上です。

○議長（尾崎） ほかにいかがでございましょうか。ございませんか。

では、私から1つ。今回、脱水施設5基新設と、それで、排水の問題、水が出てくるわけですね、脱水すると。この既存の排水処理施設でもつのかと、こういうような疑問は持つところですけども、いかがでしょう。

○川口市（建築安全課長） 企業からは、今の排水施設でも十分容量的には大丈夫というふうに向っております。

以上です。

○議長（尾崎） 大丈夫ですね。分かりました。

ほかにいかがでしょうか。何かございましたらお受けします。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） では、お諮り申し上げたいと存じます。議第5258号、こちらにつきまして、都市計画面上支障がないと認めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） 御異議ないものとして、本案は都市計画面上支障がないと認めることといたします。

そうしますと、用意した議題は以上でございます。

以上をもちまして本日の議事は終了いたしました。皆様の御協力、大変ありがとうございました。

傍聴の方々につきましては、事務局の指示に従って御退席をお願いいたします。

〔傍聴者退場〕

○議長（尾崎） それでは、ここで議長の任を解かせていただきまして、事務局にお返しいたします。

○事務局 尾崎会長、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様には円滑な御審議に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、今年度、最後の都市計画審議会となりますので、村田都市整備部長より御挨拶を申し上げます。

○都市整備部長 都市整備部長の村田でございます。今年度最後の都市計画審議会でございますので、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には御多忙のところ御出席を賜りまして、また慎重な御審議を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。今年度につきましては、当審議会を3回開催をいたしまして、本日の案件も含め11件の議案を御審議いただいたところでございます。おかげをもちまして、県内各地域におきまして都市計画や都市づくりが順調に進んでいるところでございます。県といたしましては、

引き続き市町村と連携し、この人口減少、超高齢社会の到来、あるいは自然災害に対する防災、減災の取組、また立地適正化によるコンパクトシティを目指す取組をはじめとしたSDGsの目標の一つであります住み続けられるまちづくり、安全安心で魅力と活力のあるまちづくりに取り組んで参る所存でございます。委員の皆様方には、今後とも御指導、御支援を賜りますようお願いを申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○事務局 以上をもちまして第248回埼玉県都市計画審議会を閉会といたします。

本日はありがとうございました。

午前11時11分 閉 会